

武庫川女子大学看護学ジャーナル 投稿規定

本ジャーナルについて

1. 名称を「武庫川女子大学看護学ジャーナル」とする。
2. 本ジャーナルは武庫川女子大学看護学部教員および共同研究者が研究成果を発表し、看護学の発展に寄与することを目的とする。
3. 本ジャーナルは年 1 回発行する。
4. 本ジャーナルの編集は武庫川女子大学看護学ジャーナル編集委員会（以下、編集委員会）が行う。

投稿者の資格

著者は以下の 2 点をいずれも満たしている者とする。

1. 著者には武庫川女子大学看護学部教員が含まれることとする。ただし、編集委員会よりの依頼についてはこの限りではない。
2. 著者とは投稿された論文に重要な知的貢献をした者とする。

論文の種類および内容

論文の種類は以下の通りである。

- 【総説】看護学に関わる特定のテーマについて国内外の知見・文献を多面的に収集・分析し、当該テーマについて総合的に概説および考察したもの。
- 【原著】独創性に富み、看護学の知識の発展に貢献する新たな知見が論理的に述べられているもの。
- 【報告】看護学に関連した研究論文で、独創性など内容において原著論文に及ばないが、今後の研究や実践への意義があるもの。
- 【資料】看護実践や教育に何らかの示唆をもたらす、資料的価値が高いもの。例としては、事例研究、実践報告がある。

ただし、投稿論文の内容は、他の出版物にすでに発表されていないものに限る。重複投稿は禁止する。

その他の掲載

看護学に関連する内容で、編集委員会が適当と認めたものについて、記事として掲載することがある。

倫理的配慮

1. 人および動物が対象である研究は倫理委員会の承認を受けていること。
2. 研究の実施にあたっては、倫理的に配慮した内容を本文中に明記すること。
3. 当該研究の遂行や論文作成における利益相反の有無について投稿時に明記すること。

原稿執筆の要領

原稿執筆の様式は別に定める「原稿執筆要項」に従うこととする。

投稿手続

1. 投稿論文は以下の内容からなる：
 - 表紙
 - 謝辞、助成、利益相反に関する情報
 - 和文抄録・キーワード

- 英文抄録・キーワード（原著希望のみ）
 - 本文
 - 引用文献
 - 図・表
2. それぞれの内容については「原稿執筆要項」（別紙）を参照すること。
 3. 投稿原稿は、フォルダ（フォルダ名は投稿者の氏名）に①本論文のフォルダ、②副論文のフォルダ、③英文校正証明書、④著作権譲渡同意書、⑤投稿チェックリストを入れ、ZIP ファイルに変換し、メールに添付して提出する。副論文は、本論文から氏名・所属や承認を受けた倫理委員会名などの投稿者が特定される可能性のある内容をすべて削除したものとする。
 4. 原稿提出先： 武庫川女子大学看護学ジャーナル編集委員会へ電子メールで提出する
nursjour@mukogawa-u.ac.jp
 5. 投稿規定に則らない論文は受理しない。また、原稿執筆要項の記載事項から逸脱したものは返却し、再提出を求める。

原稿の締切および採否

1. 原稿の締切は原則 6月初旬に電子メールで提出する。当該年度の締め切り日は、原稿募集時の書面にて正式に通知する。
2. 原稿の採択および論文の種類は査読を経て、編集委員会で決定する。
3. 査読者（原則、学外査読者含め計3名で構成）の意見をもとに、修正を求められた原稿の著者は内容を修正し、編集委員会によって定められた期日までに再投稿する。再投稿を辞退する場合は、その旨を編集委員会に文書にて通知する。

著者校正

著者校正を1回行う。校正の際の加筆・修正は原則として認めない。

著者が負担すべき費用

- 1 英文校正にかかる費用は著者負担とする。

著作権

1. 著作権は武庫川女子大学看護学部に帰属する。投稿時に、著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに提出すること。
2. 本ジャーナルに掲載された論文は、武庫川女子大学リポジトリに掲載し、インターネットを通して公開するものとする。

附則

この規定は 2015 年 5 月 20 日より発効する。
この規定の改正は 2016 年 2 月 5 日より施行する。
この規定の改正は 2016 年 6 月 8 日より施行する。
この規定の改正は 2018 年 6 月 13 日より施行する。
この規定の改正は 2019 年 4 月 10 日より施行する。
この規定の改正は 2020 年 4 月 1 日より施行する。
この規定の改正は 2021 年 4 月 1 日より施行する。
この規定の改正は 2022 年 4 月 1 日より施行する。